

教留海

平成 30 年 3 月 16 日

各部局長 殿

理事（教育・学生支援・教育国際交流担当）

学生の海外渡航における中止・延期・途中帰国の判断基準について（通知）

このことについて、学生の海外派遣・国際的活動への参加の増加に伴い、学生が海外において事件・事故等に巻き込まれる可能性が増加しています。また、文科省より公表されている『大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン（平成 29 年 3 月）』においても、外務省の危険情報に応じて、危険度に応じた対応方針を定め共有化することが大学に求められております。

こうした背景に鑑み、学生の海外留学等における安全性の確保及び被害の予防を目的とし、本学における留学先国・地域の情勢による渡航の可否及び滞在継続の可否の判断基準を下記のとおり定めましたのでお知らせします。本基準は、(独) 日本学生支援機構(JASSO)平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣）及び官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～の奨学金支給の考え方に基づくものです。

については、貴部局関係者に周知いただき、海外渡航の際には、下記を参照のうえ海外渡航における安全性の確保に配慮いただくようお願いいたします。

記

1. 対象となる活動

- 海外留学（協定校への留学、短期海外留学（研修）プログラムを含む）
- 海外インターンシップ
- 海外ボランティア
- その他、出張命令に基づく海外派遣など

2. 判断基準

外務省海外安全ホームページ上にある「安全対策の 4 つの目安（カテゴリー）」及び「「感染症危険情報」の 4 段階のカテゴリー」のいずれかにおいて「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する国・地域への留学等を延期または中止する。また、それらの国・地域に滞在している学生がいる場合は、留学等を中断し、帰国させる。

3. その他

- ① 安全対策及び感染症情報の目安（カテゴリー）
別紙「危険情報（安全対策）及び感染症危険情報における4つの目安（カテゴリー）」を参照のこと。
- ② JASSO 平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き
http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_a/short_term_h/2018.html#01
※p. 12（「1 奨学金支給対象者の資格及び要件」－⑧）を参照のこと。
- ③ 平成 30 年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～募集要項（大学全国コース）
https://tobitate.jasso.go.jp/document/?_ga=2.231481439.1161804569.1518057404-1137316221.1512432575
※p. 4（「(2) 留学計画の応募要件」－⑥）を参照のこと。
- ④ 大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン（平成 29 年 3 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm
- ⑤ 海外リスク情報の配信について（平成 27 年 7 月 27 日付留学生課長通知）

〔本件担当〕 教育・学生支援部留学生課海外留学係 内 線：92-7820 メール：sab_query@grp.tohoku.ac.jp
--

外務省危険情報（安全対策）及び感染症危険情報における4つの目安（カテゴリ）

〔参照：外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>〕

1. 安全対策の4つの目安（カテゴリ）

レベル	危険度の説明	本学の対応方針
<u>レベル1</u> 「十分注意してください」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	留学を実施・継続するが注意を払う。
<u>レベル2</u> 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	派遣（留学等）の延期、中止、中断（途中帰国）とする。
<u>レベル3</u> 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	
<u>レベル4</u> 「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	

2. 「感染症危険情報」の4段階のカテゴリ

レベル	危険度の説明	本学の対応方針
<u>レベル1</u> 「十分注意してください」	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	留学を実施・継続するが注意を払う。
<u>レベル2</u> 「不要不急の渡航は止めてください。」	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。	派遣（留学等）の延期、中止、中断（途中帰国）とする。
<u>レベル3</u> 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	
<u>レベル4</u> 「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	